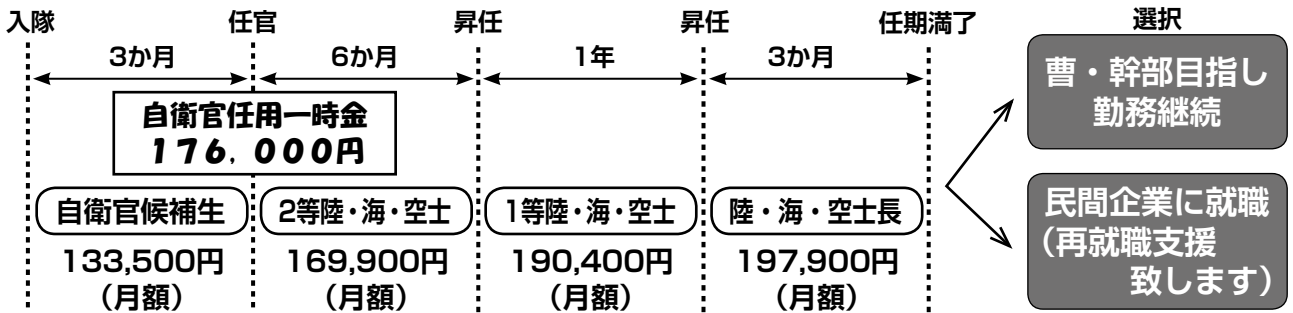


自衛官候補生採用試験のお知らせ

- 身 分 特別職国家公務員
- 募 集 資 格 18歳以上33歳未満の者
※32歳の方は、条件があります。
下記に連絡ください。
- 試 験 期 日 令和元年10月20日(日)
- 受 付 試験の日の前日まで
- 給与・手当等

給与には、年2回のボーナスの他に、各種手当が加算支給されます。
また、宿舍費は無料で衣・食・寝具なども支給または貸与されます。



●特例退職手当：任期満了毎に特例退職手当を支給

	陸上自衛官 1任期目：1年9ヶ月 2任期目：2年	海上・航空自衛官 1任期目：2年9ヶ月 2任期目：2年
1任期	約57万円	約94万円
2任期	約144万円	約150万円



【お問い合わせ先】
自衛隊御坊地域事務所
御坊市湯川町小松原410-1
丸仁第一ビル1階
☎23・0020

「全国一斉!法務局休日相談所(和歌山地方法務局)」の開設について

和歌山地方法務局では、行政サービスの一環として、下記のとおり休日相談所と相談に関する講演会を同時開設します。相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご相談にお越しください。

■開設日時：令和元年10月6日(日)

《相談会》午前10時から午後4時まで 《講演会》午前10時から正午まで

■相談所・講演会開設場所：和歌山市二番丁3番地(和歌山地方合同庁舎)和歌山地方法務局

■相談内容：(1)土地・建物の売買や相続、土地の分筆、建物の新築および会社の設立などの各種登記、筆界(境界)の特定、地代・家賃などの各種供託、近隣関係やいじめなどの人権問題については、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員および法務局職員が相談に応じます。

(2)遺言書の作成や任意後見契約等については公証人が相談に応じます。

(3)法律相談については、弁護士が相談に応じます。

■講演内容：「遺言のすすめ」、「相続登記はお済みですか?」、「自筆証書遺言の保管制度について」

■予約期間：9月24日(火)～10月4日(金)

※相談所、講演会ともに完全予約制

【問い合わせ先(予約先)】和歌山地方法務局総務課(☎073・422・5132)



2019年10月
October

暮らしのカレンダー

1日 火	
2日 水	・ 4か月児・10か月児健診 対象:H31年5月1日~6月15日生 H30年11月1日~12月15日生 (ふれあいセンター) ・ 複雑ごみ
3日 木	
4日 金	
5日 土	
6日 日	・ 粗大ごみ (池田・東光寺・内ノ畑・原谷)
7日 月	
8日 火	・ 子育て広場 (ふれあいセンター) 時間:9時30分~11時
9日 水	・ 資源ごみ
10日 木	
11日 金	
12日 土	

13日 日	・ 粗大ごみ (萩原・荊木・駅前)
14日 月	・ 体育の日
15日 火	・ おはなしの会 (中央公民館) 時間:10時~
16日 水	・ 小型プラスチックごみ
17日 木	
18日 金	・ 運動教室(中央公民館) 時間:13時30分~15時
19日 土	
20日 日	
21日 月	
22日 火	・ 即位礼正殿の儀が行われる日
23日 水	・ 人権相談・行政相談・心配ごと相談 合同相談所(ふれあいセンター) 時間:13時~16時 ・ 資源ごみ
24日 木	・ 3歳児健診 対象:H28年2月16日~3月31日生 (ふれあいセンター)

25日 金	
26日 土	
27日 日	
28日 月	
29日 火	
30日 水	・ 小型プラスチックごみ ・ 国民健康保険税 第5期分納期限
31日 木	・ 介護保険料 第4期分納期限 ・ 後期高齢者医療保険料 第4期分納期限



※気象警報等が発表された時は、中止または延期になる場合があります。

広告 町収入の一部とするため、有料広告を掲載しています。

町内、サークル・クラブ名鑑

町内で活躍されている団体をご紹介しますコーナーです。



日高水墨画同好会



集中して、
一筆一筆に心を込めます。

一筆入魂 墨の魅力を引き出して

日高水墨画同好会は、現在12名が在籍し、毎月第1月曜日の午後7時30分から中央公民館にて活動しています。前田麻木先生を講師に招き、水墨画の教科書や先生の手本などを模写。完成した作品は、毎年11月の文化展や温泉館「海の里」みちしおなどに展覧されています。

「水墨画は墨の濃淡だけで表現し、油絵などとは違い、一筆で描きます。それが水墨画の難しいところであり、魅力でもあります」と話してくれました。

興味のある方は、見学にお越しください。詳しくは、日高町中央公民館(☎63・3811)まで。

TOWN information

町の人口と世帯

令和元年8月31日現在

人口	7,944人	[+2]
男	3,832人	[+1]
女	4,112人	[+1]
世帯数	3,167戸	[+1]

日高町民憲章

人が町をつくり
町がひとをつくる

- 一 恵まれた自然を大切に
快適に住みよい町をつくりま
- 一 歴史と伝統を愛し
心豊かな町をつくりま
- 一 スポーツを楽しみ
健康で明るい町をつくりま
- 一 知恵を出し 汗を流し
活力ある町をつくりま
- 一 故郷に誇りをもち ふれあいを
大切にする町をつくりま